

従業員研修・総務人事担当者 様

## 『景品表示法基礎セミナー』のご案内

特定商取引法、景品表示法、個人情報保護法などの消費者対応の法務や従業員のコンプライアンスについて、事業者のサポートをしている一般社団法人はりまコーチング協会の赤松と申します。

このたび、6月19日(金)に、別紙のとおり、明石商工会議所主催の表記セミナーの講師を担当させていただくことになりました。

不当表示を規制する景品表示法ですが、レストランメニューの食材産地偽装などが相次ぎ、規制強化されたことはご存じでしょうか？ 最近では、「大手メーカーの吊り下げ式の虫よけ商品」や「食事制限なしで痩せますと称した健康食品」の不当表示が報道されました。

改正法では、事業者に対して、表示の管理体制の整備として、従業員の研修や表示の根拠情報の保管などが義務付けられ、不当表示に対する課徴金も導入予定です。

本セミナーでは「景品表示法がどんな法律か?」「改正されて何をしなければならないか?」などについて、具体的な事例を紹介しながら、お話させていただきます。

明石商工会議所会員以外の事業者、明石市以外の事業者でも参加可能です。  
ぜひ、ご参加いただきますようご案内させていただきました。  
なお、個別に従業員研修等をご希望の場合は、別途、ご相談ください。

### 問い合わせ

消費者法務コンサルタント  
赤松 靖生

651-0086 神戸市中央区磯上通 6-1-17 ウェンブレビル 6F  
一般社団法人はりまコーチング協会  
電話・FAX 078-201-4137  
E-mail : [contact@harima-coaching.or.jp](mailto:contact@harima-coaching.or.jp)  
URL : <http://harima-coaching.or.jp>  
(明石商工会議所・加古川商工会議所 会員)

## 景品表示法って何？

景品表示法は、「不当な表示」と「過大な景品」を規制する法律です。

不当な表示には、2種類あり、1つは商品やサービスを事実以上に良いものだと偽るもので(優良誤認)、もう一つは価格などの条件がほかのものよりも有利だと偽るもの(有利誤認)です。

過大な景品は、景品(おまけ)や懸賞(購入者にくじを引いてもらう)などがあり、景品の上限金額が決まっています。商店街などの福引も規制対象になります。

### 【優良誤認の例】

- ・和牛でないのに和牛を使っていると表示した
  - ・カシミア 100%と表示しているが、実際は 50%だった
  - ・日本初と表示しているがすでに存在していた
- ⇒簡単にいえばウソの表示です。ウソだと分かって表示している場合もあれば、ウソだとは思わず表示している場合があります

また、自ら表示している場合と仕入れた商品がそうであった場合があります

自ら表示する場合は根拠資料の提出を求められますし、仕入れた商品であれば仕入先から根拠を確認しておく必要があります

### 【有利誤認の例】

- ・地域最安値と表示していたがそうではなかった
  - ・今だけ半額と表示しているが、いつも半額だった
  - ・二重価格でもとの値段で販売したことがない
  - ・当社だけのサービスといいながらほかでもあった
- ⇒ほかのものと比較して有利さを表示しているが実際は有利ではなかった

### 【行政処分の事例】

しゃぶしゃぶ専門店の肉の産地偽装、大手メーカーの吊り下げ式虫よけ商品  
日よけシェード、ダイエット食品 など

景品表示法は、飲食店やホテルなどの食品営業者、メーカー、販売店やサービス業、ホームページ制作者、広告会社など、個人事業主から大手企業まで、あらゆる業種が対象となります。

### 景品表示法の改正

- ・不当表示がおこるのは、情報がきちんと共有されていない⇒表示の管理責任者を定める。表示に関係する役員・従業員(店頭販売も含む)に景品表示法の知識と情報共有体制を構築する(社員教育・研修など)。
- ・課徴金の導入⇒不当表示の売り上げの 3%(ただし売り上げが大きい場合 5000 万以上に限る)

### 【セミナーの効果】

- ①セミナーでは、不当な表示って何？というのが分かります。そして、自社の商品やサービスについて不当表示になっていないかということを確認するきっかけになります。
- ②法律が改正されて、大きな企業だけでなく個人事業主にも不当表示を防止するための具体的な対策をなさいとなりました。その中の、「法律の知識を得る」ことが「セミナーに参加する」ことでクリアするということになります。

以上、豆知識でした